

『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会） 第15巻 第2号 2013年1月 87頁～96頁

<研究ノート>

群馬県における化学物質の リスクコミュニケーション推進の課題と提案(2)

— 事業者向けのセミナー、群馬県への聞き取り調査から —

角田季美枝 飯島明宏

Issues and Recommendations for Improving Chemical Risk Communications in Gunma Prefecture (2)

— Results of the Questionnaire Research from Participants of the Seminar held by
Gunma Prefecture and Hearing Survey to Gunma Prefecture —

Kimie TSUNODA, Akihiro IJIMA

要 旨

本連載の目的は、群馬県の化学物質に関するリスクコミュニケーション推進に関する現状や課題をふまえて政策提言をまとめることにある。本稿では、2012年2月に行われた群馬県の「事業者のためのリスクコミュニケーション・セミナー」での講演内容、参加者へのアンケート集計結果の紹介をするとともに、群馬県の担当者への聞き取り調査の内容を紹介する。

キーワード：群馬県、リスクコミュニケーション、化学物質、危機管理、PRTR法

Summary

The purpose of this regular feature is to get policy recommendations into shape based on series based on the current situation and issues of the risk communication of chemicals in Gunma Prefecture. This article introduces the outline of the seminar on the risk communications held by Gunma Prefecture on Feb 2012, the results of the questionnaire research obtained from participants in this seminar, and the contents of the interview given to the staff in charge in Gunma Prefecture.

Keywords : Gunma Prefecture, risk communication, chemicals, crisis management,
the PRTR Act

I. はじめに

群馬県は2012年2月、「事業者のためのリスクコミュニケーション・セミナー」を実施し、筆者（飯島）は講師のひとりをつとめた。前回（2010年8月）のセミナーと同様に、今回も主催者はセミナーの参加者に対して、リスクコミュニケーション実施に当たっての期待や課題に関するアンケートをおこなった。アンケートの内容は、前回の質問票調査の内容とほぼ同じ内容である（角田・飯島（2011））。また、2012年5月、筆者らは県の担当者に対して、アンケート集計結果の内容および「3.11」後の危機管理も含めた化学物質のリスク管理に関する課題について聞き取り調査をおこなった。本稿では、2012年のセミナーの内容のうち、筆者（飯島）の講演および参加者に対するアンケート集計結果の概要を紹介するとともに、2010年に実施したアンケートとの結果の比較、さらには主催者への聞き取り調査結果をふまえて、群馬県のリスクコミュニケーション事業に対する政策提言をまとめる。なお、本連載ではおもに国際的な環境汚染物質排出移動・登録制度（以下、PRTR制度）の推進の文脈で制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下、略称のPRTR法）で届出、公開される化学物質の情報（PRTR情報）をめぐるリスクコミュニケーションを念頭においている。PRTR制度、PRTR法の詳細については角田・飯島（2011）も参照していただきたい。

II. 群馬県の「事業者のためのリスクコミュニケーション・セミナー」

（1）概要

2012年2月14日（火）14：00～16：00、群馬県立東毛産業技術センター（太田市吉沢町）にて、群馬県は「事業者のためのリスクコミュニケーション・セミナー」を開催した。プログラムは、サンデン㈱環境推進本部斎藤好弘氏の「サンデン株式会社におけるエココミュニケーションの取り組み」、飯島の「企業におけるリスク管理の現状とその展望」である¹⁾。参加者は55人であり、県の説明によれば、セミナー情報入手経由の内訳は以下ようになっており、参加者はリスクコミュニケーションに関心のある事業者と位置づけることができる²⁾。

「・PRTR届出事業者のうち、排出量の多い100社に郵送にて案内を送付したところ、そのうち18社25名からの参加があった。

・上記以外の事業者のうち、電子情報処理組織にメールアドレス登録されてある事業者200社強にメールで案内を送付したところ、15名の参加があった。

・環境事務所の窓口や産環協を通じて本セミナーを知ったという事業者も数社あった。」

(2) 「企業におけるリスク管理の現状とその展望」

筆者(飯島)のプレゼンテーションの内容は表1のとおりである。このプレゼンテーションでは、リスクコミュニケーションとは日ごろから住民、事業者、行政が情報交換し、信頼関係を築くプロセスであり、企業の危機管理のひとつであることを示した。なかでも、とくに「リスク」を理解していた

表1 「企業におけるリスク管理の現状とその展望」のアウトライン

- | |
|--|
| <p>1. イントロダクション
化学物質に関する住民の意識（内閣府世論調査より）
リスクコミュニケーションの重要性と課題</p> <p>2. リスクをどう理解し、どう伝えるか？
そもそも『リスク』って何？
基準値はどうやって決まる？</p> <p>3. どのような手段で
住民とコミュニケーションを図るのか？
事業者からアクションを起こす方法
専門家の活用</p> |
|--|

(出典) 飯島作成。

表2 ベンゼンのリスクを考える

<p>リスク (y) = 有害性 (a) × 暴露量 (x) 曝 露 量 = 濃度 × 暴露係数 × 吸収効率 ÷ 体重 リスク (y) = $3.5 \times 10.2 \text{ per mg/kg/日} \times 2.86 \times 10.4 \text{ mg/kg/日}$ = 1.0×10.5 (10万分の1) ⇒ 許容できるリスクレベル</p>

(出典) 飯島作成の資料をもとに、角田作成。

けーションはこの点に関する住民、事業者、行政の相互理解による信頼関係の構築といていい。そして、一般に許容できるリスクレベルとして、研究者や行政が設定している「10マイナス5乗（10万分の一）のレベル」がどのようなものかを理解してもらうために、ベンゼンを例にベンゼンの有害性と暴露量のデータをもとにリスクを計算するプロセスを表2のように示し、なぜ有害性（ハザード）ではなく、「リスク」を伝える必要があるのかについて、企業、住民双方の視点を紹介した。

また、リスクコミュニケーションの実際をイメージしやすくしてもらうために、宮城県の自動車・二輪部品製造業の事例を紹介した。この事例では、企業からの取り組みの紹介の前に、化学物質アドバイザーの方が化学物質に関する講演を、宮城県から宮城県における化学物質排出状況の講演がおこなわれたあと、工場見学をばさんで事業者の自主管理の取り組みの紹介、意見交換会というプログラムになっている。その事例を実施した事業者の「反省と感想」も紹介した。

そして、最後に、このような意見交換会が継続することが重要であり、取り組めることから始める、行政や専門家を活用する、と具体的なメニューを示し、はじめの一步を踏み出そうと呼びかけた。

幸い、アンケート結果の感想（自由回答）では、「リスクについて大変参考になった」「リスクの計算の説明がわかりやすかった」「リスクや基準値の説明が大変わかりやすくてよかった」と好評だったようだ。参加者の多くが、ハザードとリスクの違いが曖昧だったようで、その点を解消できたことが本セミナーの主たる成果のひとつといえよう。実際に事業者がリスクコミュニ

ケーションを行う場合、おそらくリスクとは何かということについて地域住民と理解を共にすることに最も苦慮するのではないだろうか。そのためのハウツーを本セミナーで事業者が獲得できたとすればベストであるが、むしろ専門家に依頼する術があることを知ることでリスクコミュニケーションを始める際の心理的障壁が低くなったことを期待したい。

(3) アンケート集計結果の概要

1) 環境活動、リスクコミュニケーションの開催希望、障害の理由

参加者55人のうち回答者は53人であり、業種別内訳は製造業36人、金属鉱業1人、石油卸売業1人、洗濯業3人、一般廃棄物処理業1人、下水道業3人、高等教育機関2人、その他5人、無記入1人となっている。「その他」「無記入」も含めてPRTR対象事業者の回答として考えることとする。単純集計結果は、先述したように、県のウェブサイトで紹介されているので、本稿では、筆者らがおこなったクロス集計の結果を紹介することとしたい。

まず、リスクコミュニケーションに関する内容についてクロス集計を紹介しよう。

「事業者がおこなっている環境活動」と「リスクコミュニケーションを開催したい」のクロス集計をおこなったところ、「条件が合えばリスクコミュニケーションを開催したい」と回答した42件について、もっとも多くおこなっている環境活動の上位3位は、「ISO14001の認証取得」71%、「地域清掃への参加」45%、「環境報告書・CSRレポートの作成」31%となっていた(表3)。また、「事業者がおこなっている環境活動」と「リスクコミュニケーション実施の障害」のクロス集計で障害の内容の上位をみると、「コミュニケーションのための知識・スキル不足」が最も高い。とくに「職員対象の勉強会」を行っているとは回答した5件中4件(80%)がこの選択肢を選んでいいる。また、「ISO等の認証取得」35件で「社内の情報公開の姿勢が低い」は24件(60%)に集中している状況が目につく³⁾。さらに、「リスクコミュニケーションを開催したい」と「リスクコミュニケーション実施の障害」のクロス集計をみると、「条件が合えばリスクコミュニケーションを開催したい」と回答した42件の74%が「コミュニケーションのための知識・技能不足」を障害の理由として挙げている(表4)。興味深いのは、「開催したい」(2件)と「開催したくない」(4件)が「地域住民の化学物質の知識不足」を障害の理由として選んでいないことである。

表3 「環境の取り組み」×「条件が合えばリスクコミュニケーションを開催したい」

条件が合えば開催したい (n=42)	
1 ISO等の認証取得 (n=35)	30 71%
2 環境報告書・CSRレポートの作成(n=17)	13 31%
3 地域住民への説明会・見学会 (n=10)	7 17%
4 学校・施設等への出前講座 (n=7)	5 12%
5 職員対象の勉強会 (n=5)	4 10%
6 地域清掃への参加 (n=23)	19 45%
7 その他 (n=4)	4 10%
8 特に実施していない(n=3)	2 5%

(出典) 角田作成。次表も同じ。

表4 「リスクコミュニケーション実施希望」×「リスクコミュニケーション実施の障害」

	1 地域住民の化学物質に関する知識や理解が乏しい (n=14)	2 社内の情報公開の姿勢が低い (n=15)	3 コミュニケーションのための知識・スキル不足 (n=36)	4 外部とコミュニケーションする余裕がない (n=15)	5 コミュニケーションをする対象グループがわからない (n=8)	6 その他 (n=1)	N.D. (n=3)
開催したい (n=2)	0 0%	1 50%	2 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
条件が合えば開催したい (n=42)	12 28%	11 26%	31 73%	13 30%	6 14%	1 2%	0 0%
開催したくない (n=4)	0 0%	2 50%	1 25%	2 50%	1 25%	0 0%	1 25%
N.D. (n=5)	2 40%	1 20%	2 40%	0 0%	1 20%	0 0%	2 40%

2) 2010年との比較

次に2010年に実施した質問票調査結果（詳細は角田・飯島（2011）を参照されたい）との比較を行う。ただ、設問内容や選択肢も若干異なるため、厳密な比較というよりは参考情報ということで読んでいただきたい（以下、2010年の回答割合→2011年の回答割合で記述）。

「環境に関する取り組み」については、選択肢が違うので単純な比較がむずかしいが、共通の選択肢の回答は、「ISO等の認証取得」78%→67%、「環境・CSR報告書の作成」53%→32%、「職員対象の勉強会」36%→9%と2012年のほうが低くなっている。「リスクコミュニケーションの開催希望」については、「条件が合えば開催したい」との回答が89%→78%ともっとも多い。「開催したくない」は28%→8%と大幅に減っている。「リスクコミュニケーション実施の障害」に関しては、2012年で最も高い回答は「コミュニケーションのための知識・技能不足」で、44%→70%と大きく増えている。2010年に最も高い回答であった「社内の情報公開の姿勢が低い」は58%→28%と減っている。「地域住民の化学物質に関する知識や理解が乏しい」という回答は、31%→26%と若干減っている。「外部とコミュニケーションする余裕がない」は19%→28%、「コミュニケーションする対象がわからない」は19%→15%となっている。

Ⅲ. 群馬県への聞き取り調査

(1) 目的、実施日時など

筆者らは、2012年5月7日、約2時間、群馬県環境森林部環境保全課の田子博氏、近藤史也氏に、聞き取りを行った。聞き取りにあたってはあらかじめ筆者らで作成した質問を電子メールで送付した。目的としては、リスクコミュニケーション推進やPRTRデータの活用に関する現在の感触や課題をさまざまな面からうかがうところにある。

(2) アンケートの集計結果についての感触

今回のアンケート集計結果で、リスクコミュニケーションの障害となっている理由第一位が「コミュニケーションの知識と技能不足」となっていることについてどう捉えているかを尋ねたところ、「参加した事業者の実情を勘案すれば、知識やスキルがあるはずの大企業であってもこのように回答している可能性がある。県としては技能やスキル不足については、外部講師などを紹介あるいは派遣することができる旨を説明する等、地道な啓発普及活動を継続するとともに、とくにエコアクション21関連の団体に協力してもらって中小事業者へも働きかけをしてみたい」と、今後の支援の方向性を示していただいた。

(3) 高崎市へのPRTR届出業務委譲について

地方分権が進み、基礎的自治体への権限委譲が進んでいる。PRTR法の関係でいえば、第五条三項の規定にあるとおり、対象事業者からの届出業務が「都道府県」となっている。しかしながら、現在、政令市、中核市で届出業務を所管しているところが増えており、群馬県では高崎市が2011年度から所管している。そのため、群馬県のPRTR対象事業者の中で高崎市に立地する事業者の自主管理に関する情報について、県は環境省のウェブサイトからダウンロードして見ることになる。県全体の事業者の自主管理の情報を収集するのに手間や時間がかかるのではないかと。もし個別事業者の情報収集が迅速に行えないのであれば、政令市や中核市が届出業務をになうのは、化学物質による環境問題の解決や未然防止において、「前進」ばかりとはいえない。このような懸念についての状況や感触を尋ねてみた。

「高崎市が届出自治体になったことは、事業者の化学物質自主管理を監督するいままでの県の業務に対する影響はあまりない」と、打てば響くように回答いただいた。そして、「県としては情報がどこにあるのかが把握できていて、その情報にアクセスしやすい環境があれば問題ない。PRTRの情報は、環境省のウェブサイトで公開されているため、自治体職員に限らず誰でも個別事業所情報にアクセスできる。単に経由事務であるという感覚で事業者の化学物質自主管理に届出データを活用するという意識が弱い自治体もあるが、PRTR法の情報は他の環境法の情報とセットで見ていくことで環境保全の効果がある。高崎市には届出自治体になったことを機に、PRTR法のデータを活用してほしい」と、PRTR情報の情報共有システムの必要性やPRTR法のデータを他の環境関連法のデータと補完していくことの重要性を指摘された。

(4) 「3.11」をふまえた化学物質管理部署と危機管理部署との連携の課題

2011年3月11日、東日本大震災が発生し、大地震や大津波によって事業者の建屋・工場が被災し、使用、保管している化学物質が流出したほか、火災による爆発事故も起こった。環境省の調査によれば、幸い有害物質は懸念されたほど被災地に検出されていないが（環境省（2012））、筆者（角田）が深刻な被害を受けた10企業のCSR報告書等で確認したところ、事業所が使用、保

管している化学物質流出の報告はまったくといってなされていない状況であり（角田（2012））、PRTR制度後の化学物質の自主管理と危機管理の連携が確認できなかった。

自治体によっては、阪神・淡路大震災後、化学物質事故の対応について消防部局との連携が進展しており、危機管理専任の体制も整備されている。そこで、群馬県では大地震、竜巻や局地的豪雨など大規模な自然災害への対応について、「3.11」後、改善すべき点など感じられたことはないのかを尋ねた。

「この問いは環境担当の現場の人間が答えるには、厳しい問いかけ」と前置きされつつ、「ある県では防災部門の半数以上の職員は技術職でしっかりしている。化学を専攻している職員も多い。また、企業の取り扱っている化学物質について、工場台帳の形で一元管理ができています。しかし、群馬県ではまだそこまでいっていない。もちろん火災がおきれば消防部門との連携をしているし、大気、水質保全の分野でもそれぞれに事故対応の仕組みもできており、それに基づいた対応もしている。しかし、大災害があったとき、環境各課が現場で対応するだけでは限界がある。危機管理に対応できるような地域の化学物質情報管理になっているのかということ、課題がある。一口に化学物質と言っても、農薬や医薬品なども含まれ、複数の部局がそれぞれ所管している。このため、PRTR法を中心に化学物質情報の一元管理ができるように仕組みや体制をつくるには、トップダウンでいかないとむずかしいし、PRTR法それ自体もそうした物質を包含するように改正しなければならないのでは」と指摘された。

IV. 考察と提言

アンケート集計結果や聞き取り調査の内容をふまえての考察、政策提言を、3点にまとめる。

(1) 「リスク」や「リスクコミュニケーション」という考え方の理解

リスクコミュニケーションの理念は、社会心理学者のスターレンとコボックが1987年に「4つの義務」とまとめている(吉川(1999:23-24ほか))。すなわち、①実用的義務(危険に直面している人々は、害を避けられるように、情報を与えられなければならない)、②道徳的義務(市民<citizen>は選択を行うことができるように、情報に対しての権利をもつ)、③心理的義務(人々は情報を求めている。また、恐怖に対処したり、欲求を達成したり、自らの運命をコントロールするのに必要な知識を否定するのは不合理なことである)、④制度的義務(人々は、政府が産業リスクやその他のリスクを効果的<effective>かつ効率的<efficient>な方法で規制することを期待している。また、この責任が適正に果たされていることの情報を受け取ることも期待している)である。また、4つの義務は、リスク情報の受け手にとっては権利であり、ケネディ教書(1962年)の「消費者の4つの権利」と対応しているといわれている(吉川(2007))。すなわち、「安全を求める権利」は実用的義務に、「知らされる権利」は道徳的義務に、「選択する権利」は心理

的義務に、「意見を聞いてもらう権利」は制度的義務に対応している。4つの義務と消費者の4つの権利の対応をみると、道徳的義務以外は、事業者の情報開示からリスクコミュニケーションが始まっていることことに気づかされる。さらに、国際的にPRTR制度が「知る権利」の拡充と認識されていることを考えると、PRTR情報に関するリスクコミュニケーションの実施は、まずは事業者の道徳的義務を果たすことであると理解できるため、事業者にはこの4つの義務を理解することが求められよう。

今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故によって拡散した放射性物質に関する「意見の対立」に関する吉川（2012）の分析が、化学物質のリスクコミュニケーションについても共通しており、リスクコミュニケーションの必要性の理解に参考にできるように思われる。吉川によれば、専門家が「正しく」「わかりやすく」伝えることを前提にして論じているため、リスクがあることを前提として専門的な情報や知識の不足を解消しようとしている。しかし、行政が本当にリスクを伝える意思があるのか、行動を自ら選択できるような情報が十分提供されているのか、疑問に思う市民からすれば、疑問が解決されないまま市民の知識不足や理解不足を問うような専門家の態度は、「問題のすりかえ」として受け止められるという。

ただ、4つの義務があるというような理念的な内容（思想）は、法規制、国際標準などさまざまな外部からの要求に対して「形式的にあわせてきた」日本の事業者、とくに中小企業の感覚からは理解しづらいようである、というのが、20年以上、事業者の環境マネジメントや環境情報開示をみている筆者（角田）の実感である。

そこで、「リスクコミュニケーション・ハンドブック」のようなハウツー本や公開されているリスクコミュニケーションの事例をテキストとして勉強会を開催し、リスクやリスクコミュニケーションの理解を進める体験学習をおこなうといったことを試みてはどうだろうか。ここで筆者が体験学習とした理由は、リスクコミュニケーションの受け手である「事業者以外」の価値観を事業者が学ぶことが重要であり、それは座学だけでは十分身につかないからである。

また、前報でも提案したように、アンケート集計結果にあるような「障害の理由」を手がかりに、実際にリスクコミュニケーションをおこなうよう提案したい。障害の理由を「実施に向けた課題」と考えることから始めるのである。もちろん、これらの課題は社内だけでは解決できない内容もある。とくに経営資源の小さい中小企業では、社内で不足する知識や技能の研修もできないだろう。このような事業者が外部の関係者とリスクコミュニケーションを実施できるよう、行政の支援があるとよいのではないか。

ただ、いままでおこなっていなかった取り組みを単独で実施するにはハードルが高く、社内の理解を得るのもむずかしい。東京都のように複数の事業者が合同でセミナーや研修を開催するという方法もいだろう。地域住民の化学物質に関する知識の不足については、コミュニケーション・スキルの問題と考えれば、その解決は比較的早い。自らのスキル不足を外部の「インタープリター」を入れてカバーし、コミュニケーションの知識や技能の教育訓練支援をおこなうという

ことが考えられる。インタープリターや研修の講師としては行政、大学の関係者、企業OBなど多様な人材も考えられるし、化学物質アドバイザー、環境カウンセラーの活用も可能であろう。

いずれにせよ、いままで県がおこなっていた取り組みはセミナー形式の、いわゆる普及啓発的なものなので、これからは徐々に一種のモデル事業のような形で、実際にリスクコミュニケーションをコーディネートするようなアクションも求められているのではないだろうか。

(2) 基礎的自治体への届出業務委譲

PRTR届出義務の権限委譲後、「経由事務」はおこなっているものの、他の環境関連法規の情報の補完的情報として活用されていないのではないかとの懸念を聞き取り調査で伺ったが、筆者(角田)が過去におこなった自治体への質問票調査でも、事業者の化学物質の自主管理にPRTRデータ活用をしたという自治体はほとんどなく、「事業者の自主管理に関する実態把握(ヒアリング、調査など)」「化学物質の法規制、動向などの情報提供」にとどまっているところが多い(角田(2005)、小林・安・角田(2010))⁴⁾

直接規制の環境法に比べてはるかに多くの化学物質の環境媒体別排出量、移動量という情報が収録されているPRTRデータが活用されていないのは、IT化が進展している現在、「宝の持ち腐れ」という印象をもつ。環境省のウェブサイトには誰でもアクセスでき、個別事業所情報も他の自治体の情報も検索できるという状況を考えれば、PRTRデータを活用の程度は、ある意味、その自治体の化学物質による環境汚染の未然防止の意欲の程度といえるのかもしれない。さらにいえば、最近の利根川水系のホルムアルデヒド汚染の事件のように、環境問題は広域化する性格がある。大気質や水質の監視にPRTR情報がつながるような制度設計を国に望みたいところである。情報は集まってこそ見えるものがある。税金の有効活用という意味でも期待したいところである。

(3) PRTRデータの危機管理への活用

PRTR情報という形で情報が集まっているものの、それを活用した管理が十分なされていない、というのが自治体の環境行政の状況である。特に「化学物質について問題がない」と認識している自治体にその傾向が強い(角田(2005)、小林・安・角田(2010))。環境行政とは部署が異なる危機管理行政と連携して、自治体として平常時、緊急時を一元的に化学物質の情報管理をしている自治体はまだ少ないだろうと推測する。確かに、特に大きな問題がおこらなければ、資源が不足している自治体では対策は後回しになりがちである。

しかし、「3.11」で私たちが学んだことのひとつは、平常時に減災対策を行うことの重要性である。3.11の記憶がまだリアルなうちに、教訓として環境行政と危機管理行政の連携体制を作ることが必要ではないだろうか。防災のマニュアルの一元化作成、独自の条例化などを望みたいものである。また、国には次回の法改正検討のときに、危機管理に対応できるよう届出項目に化学物質の保管量を入れるようにする、自治体の立ち入り権限を認めるなど、自治体関係者の働き

かけを期待したいものである。

V. むすび

事業者向けのリスクコミュニケーション・セミナーは非常に好評であり、感想（自由回答）には「次回もまた参加したい」という声も複数寄せられている。今後も、群馬県の取り組みをフォローさせていただきながら、群馬県の事業者のリスクコミュニケーションの進展に資するような研究をつづけていきたい。

（つのだ きみえ・高崎経済大学地域政策学部非常勤講師）

（いいじま あきひろ・高崎経済大学地域政策学部准教授）

謝辞

セミナーのアンケート集計結果について単純集計結果を群馬県より提供いただいたほか、聞き取り調査にご協力いただきました。また、セミナーの参加者の皆様には、率直な感想をご回答いただきました。ここに記して感謝を申し上げます。

注

- 1) 斎藤氏、飯島氏のプレゼンテーションのパワーポイントや参加者のアンケート集計結果は以下からダウンロード可能になっている（2012年5月2日確認）。
<http://www.pref.gunma.jp/04/e0900060.html>
- 2) <http://www.pref.gunma.jp/contents/000186641.pdf>(2012年5月2日確認)
なお、行政関係者も3名参加しているとのことである（群馬県からの電子メールによる私信2012年10月9日）。
- 3) 「開催したくない」4社のうち3社は「ISO等の認証取得」をしているが、この3社はリスクコミュニケーションの障害の理由にも回答しているので、その内容を見てみよう。3社のうち2社が障害の理由としてあげているのが「社内の情報公開の姿勢が低い」「外部とコミュニケーションする余裕がない」である。ISO14001事業者は環境配慮に熱心な事業者であるというイメージがあるが、上記の結果とあわせて考えれば、情報開示やコミュニケーションに積極的とはいえない。ISO14001の規格要求事項が情報開示や外部関係者とのコミュニケーションに消極的であることと関係があるのかもしれない。
- 4) 筆者（角田）が理事をつとめている（特非）有害化学物質削減ネットワークでは、地球環境基金の助成金をいただき、この8月上旬に自治体への質問票調査を実施し、最新情報を収集しているが、10月1日現在の集計結果（回収率76%）でもほぼ同様の傾向があり、この懸念はあたっていそうである。

参考文献

- 環境省 平成23年度東日本大震災の被災地における化学物質環境実態追跡調査結果の公表について、平成24年7月20日報道資料。2012
(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15490>)
- 吉川肇子 『リスク・コミュニケーション』福村出版。1999
- 吉川肇子 リスク・コミュニケーション。今田高俊責任編集『社会生活からみたリスク：リスク学入門4』岩波書店。2007。127-147
- 吉川肇子 リスクコミュニケーションのあり方。科学 82(1):12. 48-55
- 小林剛・安鐘曙・角田季美枝 PRTRデータ活用の現状と課題：届出自治体と業界団体へのアンケート調査から。化学物質と環境 99:2010. 1-3.
- 角田季美枝 地方自治体の化学物質対策の現状と課題をふまえた国の制度改善提案：PRTR法の情報活用に関するアンケート調査結果概要。公共研究 1(2):2005. 259-292
- 角田季美枝 環境報告書評価の視点：「東北地方太平洋沖地震」の記述をめぐって。『バルディーズ研究会通信』152: 2012. 3-28.
- 角田季美枝・飯島明宏 群馬県における化学物質のリスクコミュニケーション推進の課題と提案(1)：学習会参加者の質問票調査結果から。地域政策研究 13 (4) :2011.135-145.